

## 八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱

(令和7年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域（別表備考に規定する黒木地域、上陽地域、矢部地域及び星野地域をいう。以下同じ。）に住む高齢者の在宅生活の継続を支援するため、当該地域における介護サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第23項に規定する複合型サービス、法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業に係る各サービスをいう。以下同じ。）の安定的な提供に取り組む事業者に対し、その介護サービスの提供に係る費用の一部について、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、八女市内に介護サービスを提供する事業所（以下「対象事業所」という。）を有する事業者であつて、中山間地域における介護サービスの提供体制を維持し、又は強化する意思を有するものとする。ただし、補助金の交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員である場合
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (4) 中山間地域において介護サービスを提供した月において、当該介護サービスの利用者から、介護サービスの提供に関し交通費等の提供を受ける場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる対象介護サービスの区分に応じ、それぞれ同表に定める補助金額の合計額とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護サービスを提供した月の翌月20日又は当該介護サービスを提供した月の属する

年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる資料を対象事業所ごとに市長に提出しなければならない。

- (1) 八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金介護サービス提供実績報告書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料  
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付を決定したときは八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消し、当該交付決定者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条各号のいずれかに該当するとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により前項の交付決定者に通知するものとする。

（調査協力）

第7条 市長は、第2条第1号から第3号までに掲げる事項について警察に照会するため、申請者（法人の場合は役員）の氏名、生年月日その他必要な事項を記載した名簿の提出を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の効果に関する調査について、申請者に協力を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金について適用する。

別表（第3条関係）

区分	対象介護サービス	対象利用者	補助金額
訪問系	(1) 訪問介護 (2) 第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	黒木地域、上陽地域、矢部地域及び星野地域に居住する八女市介護保険被保険者	対象利用者に対する対象介護サービスの提供1回につき2,000円を乗じて得た額
多機能系	(1) 小規模多機能型居宅介護 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (3) 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	上陽地域、矢部地域及び星野地域に居住する八女市介護保険被保険者	対象利用者に対する対象介護サービスの提供1人につき10,000円を乗じて得た額

備考 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 黒木地域 八女市黒木町大淵、八女市黒木町北大淵、八女市黒木町笠原、八女市黒木町田代、八女市黒木町鹿子生、八女市黒木町土窪、八女市黒木町木屋及び八女市黒木町北木屋の域内をいう。
- (2) 上陽地域 八女市上陽町上横山及び八女市上陽町下横山の域内をいう。
- (3) 矢部地域 八女市矢部村の域内をいう。
- (4) 星野地域 八女市星野村の域内をいう。

様式第1号（第4条関係）

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

八女市長

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者等情報

法人住所 (通知書送付先)				
法人名	印 (署名又は記名押印)			
代表者	職名		氏名	
申請担当者	職名		氏名	
連絡先	電話番号		E-mail	

2 申請内容（内訳は様式第2号のとおり）

実施期間	年 月 サービス提供分
提供事業所	

区分	提供実績	単価	申請金額
訪問系	回	2,000 円	円
多機能系	人	10,000 円	円
交付申請額			円

3 振込口座情報

金融機関名		支店名		預金種別	
金融機関コード		支店コード		口座番号(右詰め)	
口座名義人 (カタカナ)					

※ 預金種別については、該当するものを記入してください。

※ 口座名義人(カタカナ)は通帳の記載どおりに記入してください。

※ 個人名義の口座ではなく、法人又は事業所名義の口座を記入してください。

4 確認事項（□にチェックを入れてください。）

次の各事項のいずれにも該当する者でなければ、補助金を交付しない。	
<input type="checkbox"/>	① 中山間地において介護サービス(八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱第1条に規定するものをいう。)の提供体制を維持し、又は強化する意思を有すること。
<input type="checkbox"/>	② 交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
<input type="checkbox"/>	③ 補助金を重複して申請しないこと。
<input type="checkbox"/>	④ 八女市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有していないこと。
<input type="checkbox"/>	⑤ 利用者からこの補助金とは別に交通費等の支払を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑥ 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じることに同意すること。
<input type="checkbox"/>	⑦ 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続に必要な範囲で関係部局と共有することに同意すること。

5 提出書類（該当する□にチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	(1) 八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	(2) 八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金介護サービス提供実績報告書（様式第2号）



様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

八女市長

印

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定事業所	
交付決定金額	円
交付（振込み）予定日	年 月 日
交付の条件	中山間地における介護サービス（八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱第1条に規定するものをいう。）の提供体制を維持し、又は強化することに努めること。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

八女市長

印

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付事業所

2 不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

八女市長

印

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した補助金の交付決定について、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定を取り消した事業所

2 交付決定を取り消した額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付決定取消しの理由